

国連売買条約（C I S G）の法律知識ベースの構築（2）

－変更を加えた承諾をめぐって－

和田 悟

青森中央短期大学

吉野 一

明治学院大学

1. はじめに

本年度は、前半、C I S G 14と55条のルールの問題を中心に取り組み、後半は、変更付の承諾の場合の契約成立過程を検討し直した。前半の作業は、C I S G 自体の効力という難題が関係していること、学説による解釈の相違を知識ベースに搭載するという要請があり、学説によっては準拠法決定の問題が重要となること、つまり、国内法や国際私法のメタルールが関わってくることにより、成果として報告できるに至っていない。

そこで、本報告では、変更付き承諾による契約成立過程のみを取り上げる。ここで用いる推論用の設例は、昨年度の報告と同じ Anzai と Bernard の間で交わされた建設機械の売買契約で、その概要は以下の通りである。

(1) 4月1日 Anzai は、Bernard に売買の申入れとなる手紙を発信した。手紙の内容は次のようなものである。

- ・建設機械を\$10,000 で売却する。
- ・機械は5月10日までに届ける。
- ・機械到着後10日以内に代金を支払うこと。
- ・運搬にはトラックを用いる。

さらに、この手紙には、4月末日まで申込を取消さないで、それまでに返答すべきことが書かれていた。

(2) 申込は4月8日に Anzai に到達した。

(3) 4月9日 Anzai は申込を取消すと電話した。

(4) そのとき、Bernard は「申込を承諾する。しかし、

機械は鉄道で運ばれたし」と言った。

2. 変更を付した承諾による契約成立過程

契約成立を証明するために、ルール 2a が呼び出されるが、承諾 `acceptance()` の証明が失敗し、変更を加えた承諾による契約成立(2a1)の証明が試みられる。2a との大きな相違は第2要件の `abj` 格が承諾 `acceptance` ではなく、変更付承諾になっている点 `acceptance_with_modification` になっている点である。

```
[2a1] is_concluded(IS_CONCLUDED,[obj:contract])  
  <- become_effective(BE1,[obj:offer])
```

```
  become_effective(BE2,
```

```
[obj:acceptance_with_minor_modification(AWMM)])
```

ここで、申入れに対する返答の取り扱いについて整理しておく。我々の知識ベースでは次の3つの述語が排他的に用いられている。

(a) `acceptance()`

申込内容をそのまま承諾する場合

(b) `acceptance_with_modification()`

同意の意思表示が実質的な変更を含む場合

(c) `acceptance_with_minor_modification()`

同意の意思表示が実質的な変更を含まない場合

すなわち、知識ベース内では、「承諾」として扱われ

to pay the price by May 20th " extinguishes its validity on May 20th.

6. Conclusion

In this research, I clarified the structure of contract law by taking up CISG as an example and focusing on the systematization of law from the view point of Logical Jurisprudence. By using two standards of legal sentences, that is, complex legal sentences and element legal sentences on the one hand, and legal object rule sentences and legal meta-rule sentences on the other hand, I showed the basic structure of legal knowledge. Applying the frame to cases 1, formalized the change of legal relation as a change of validity of legal sentences that describes obligations. Thus I clarified the logical structure of contract law which can deductively prove the change of the legal relation along with the progress of events in a concrete example.

[Note] This report is a part of the research result of the joint research project of " Development of the Legal Expert System -- Clarification of Legal Knowledge Structure System and Realization of Legal Reasoning " which is funded by Japanese Ministry of Science < Education and Culture. In working over this report, I owe a lot to the members of the joint research team of the above project and members of research team of civil law at Meiji Gakuin University. I show my special gratitude to them.

Bibliography:

Yoshino, H., "Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen" in : Walter(hrsg.), *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion*, Wien (Manz Verlag), 1982, S.142ff.

Yoshino, H., "About the Applicability of the Principles of Logic to Legal Norm", in: *Keio Law Journal (Hogakukenkyl)*, Vol.62, No.12, 1993, pp.512-472.

Yoshino, H., " Development of the Legal Expert System -Clarification of Legal and Realization of Legal Reasoning (Japanese)", *The Reports of the Result of the Research of the Project*, March 1994, March 1995, March 1996.

Yoshino, H., "The Systematization of Legal Meta-inference", in: *Proc. The Fifth International Conference of Artificial Intelligence and Law (ACM)*, 1995, pp.266-275.

るのは申込の内容をそのまま同意する場合だけであり、申込内容と不一致がある場合には、同意の意思表示としては扱っても、「承諾」としては扱わない。申込内容に対して軽微な変更を加えた承諾による契約成立については別途ルールを設けて、これを用いることにしている。

また、申込内容に変更を加えた同意である(b)と(c)は、実質的な変更(materially_alter())の有無によって区別される。

変更が実質的なものかどうかは、CISG 19 条(3)の文言に従い、代金、支払、物品の品質、物品の数量、引渡の場所および時期、相手方に対する責任の限度、紛争の解決方法のいずれかに関係するかどうかによって判断している。申込に対する応答の内容が、これらの事項に関連するかどうかは、現在、relating_toという述語を用いてファクトで記述している。

この他にも、設例には直接示されていないが、変更付の承諾の証明に必要なファクトがいくつか与えられている。同意の意思表示を表す言明が申入れに対する応答として行われたということ、変更を含むということ、承諾期間が定められていることなどである。これらは、自然言語レベルでは設例から明らかなように見えても、設例を CPF で記述した場合には、ルールにマッチするように補足しなければならない。

申込(offer)の効力発生 of 証明が成功した後、変更付承諾(acceptance_with_modification)の効力発生 of 推論の道筋を cpf を簡略化して示すと次のようになる。左端の番号は呼出レベルの深さを表している。例えば、1.1.3 はルール 1.1 から呼び出される第3番目の要件であることを示している。

[a1bac]

```
1. become_effective(BE,{obj:acceptance_with_minor
    _modification(AWMM)})
1.1 acceptance_with_minor_modification(AWMM,
    [cnt:CNT_AWMM,con:B])
1.1.1 reply(REPLY,{goa:offer})
    ==>fact:reply
1.1.2 purport_to(goa:acceptance)
    ==>fact:purport_to
1.1.3 contain(obj:or(additional_term,
    different_term))
    ==>fact:contain(different_term)
1.1.4 not(materially_alter(ALTER,
    [obj:term(TERM,{obj:offer}))])
```

```
1.1.4.1 reply(REPLY,{obj:offer})
```

```
    ==>fact:reply
```

```
1.1.4.2 contain(obj:or(additional_term,
```

```
    different_term)
```

```
    ==>fact:contain(different_term)
```

```
1.1.4.3 (
```

```
    relating_to(RELATING_TO,{obj:or(
```

```
        price,
```

```
        payment,
```

```
        quality,
```

```
        quantity)))
```

```
# %or
```

```
    relating_to(RELATING_TO,
```

```
        [obj:or(place,time)])
```

```
# %or
```

```
    relating_to(RELATING_TO,
```

```
        [obj:or(liability,extent)])
```

```
# %or
```

```
    relating_to(RELATING_TO,
```

```
        [obj:settlement])
```

```
) ==> 失敗
```

```
1.1.5 content_of_acceptance_with_minor
```

```
    _modification(CONTENT_AWMM,[
```

```
        goa:CNT_WWM,      % 新しい契約内容
```

```
        imp:B,            % 変更点
```

```
        src:CNT_OFFER]) % 申込内容
```

```
    ==>fact:content_of_acceptance
```

```
        _with_minor_modification
```

```
1.1.6 not(
```

```
    object_orally(OBJECT,{obj:discrepancy})
```

```
    ==> 失敗
```

```
# or
```

```
    dispatch(DISPATCH,{obj:discrepancy})
```

```
    ==> 失敗
```

```
)
```

```
1.2 reach(REACH,
```

```
    [obj:acceptance_with_minor
```

```
        _modification(AWMM,...)]
```

```
    acceptance_with_minor_modification(AWMM,[
```

```
        cnt:CNT_AWMM,con:B])
```

```
    .
```

```
    .
```

```
    .
```

```
(
```

```

make_orally0
  say(SAY.[imp:telephone])
  ==> fact:
    say "I accept your offer"

# or
is_delivered0
  .
  .
  .
)

1.3 not(become_effective(BE2,[
  abj:withdrawal(WITHDRAWAL,[
    obj:acceptance_with_minor
      _modification(AWMM)])
  1.3.1 become_effective(BE2,[
    abj:withdrawal(WITHDRAWAL,[
      obj:acceptance_with
        _minor_modification(AWMM)])
    ==> 失敗
  1.4 not(become_null(BE,[
    abj:offer.time:time_until(TIM_BN,[tto:T])
    1.4.1 become_null(BE,[
      abj:offer.
        time:time_until(TIM_BN,[tto:T])
    1.4.2 expire(EXPIRE.[ % 承諾期間の経過
      obj:duration.tfr:T0.tto:T1])
    1.4.2.1 has(HAS.[agt:offer.obj:duration])
      ==> fact:has
    1.4.2.2 not(reach(REACH2.[abj:indication])
      reach(REACH2.[abj:indication])
      say(SAY.[ent:accept])
      ==> fact:say
      .
      .
      .
    1.4.2.3 late(LATE.[abj:acceptance])
      ==> 失敗

```

3. 推論過程の検討

上記の推論の道筋でわかるように、変更付き承諾証明にいたる重要な分岐点、変更を含んでいること、変更が重要なものでないことといった、100%の承諾や実質的な変更を含む承諾と区別するポイントは、現在のところほとんどファクトで与えられている。これは、設例のような入力との整合性を考慮することよりも、C I S Gの条文から得られるルールの整備の方が優先課題と考えた上での当面の措置である。しかし、設例の入力についての枠組みをはっきり示さなければならぬ時期であろう。このままでは、知識ベース中のルールにどのような述語が用いられているのかを十分に知っている者が、細心の注意を払って事実を記述しなければならない。特に、C P Fで記述されてはいるものの、ほとんど語彙が制限されていない意思表示の内容の表現などは、語彙や書式を決める必要があろう。ユーザーへのフロントエンドがどのような形になるのであれ、知識ベースに入力される段階では、契約の枠組み・・・売買される物品、価格、運搬方法などがどのように指定されているのかをルール中で参照できるようにしていなければ、同意の意思表示が申込内容と異なる条項を含むのかどうか、その同意の結果として最終的な契約内容がどのようなものになるのかを判断することは難しい。

契約の内容に関しては、ルールの記述上の問題もある。上の推論過程中でも出てくる、containという述語である(1.1.4.2)。containによって、付加条件(additional_term)か、異なる条件(different_term)を含むかどうかはファクトと照合されるが、ここでは変更または追加条項があるかどうかだけが重要で、変更か追加かいずれかがあることがわかりさえすればよい。同意の意思表示の中に、追加・変更の両方が含まれている場合でも、追加または変更のうち最初にテストされた方の内容だけが推論に用いられ、のこりの変更点は捨て去られてしまう。したがって、今回は、変更内容の全てをファクトから得るために、変更付承諾のルールの中に、contents_of_acceptance_with_minor_modificationという述語を置き、別途ファクトを用意しなくてはならなかった(1.1.5)。この点に関しては、意思表示の内容の書式の問題とも関わりあう部分であり、あわせて課題として取り組んでゆく。

4. おわりに

設例の推論をあるべき道筋に一層近くなるよう整理したことが本年度のこれまでの知識ベースとしての実行系の成果として挙げられる。その他は、意思表示の内容の問題など、過去の報告ですでに取り上げた問題点の再確認にとどまる内容となってしまった点を大いに反省している。

CISG 知識ベースのための法的知識構造の解明としては、本年度、ついに契約に基づく法律関係の全変動過程の論理構造が解明された。そして CISG を例として契約法の構造が解明された。前年度までに作成されていた CISG 第 2 部に加えて第 1 部ほぼ全部と第 3 部の多くの部分の流れ図の形で整理されている。それらを CPF に変換して知識ベースを拡充することが今後の課題である。

昨年度の桜井氏の報告「CPF と OSL の実行系について」の中で報告されていた問題点、すなわち、「異なる関数子を持つ構造間で第一引数を共有することによって、共通副クラスを動的に定義している」ことによるオーバーヘッドの問題への対処は徹底されていない。今後、これらの問題に取り組みつつ、CISG の条文知識ベースの精緻化の作業を進めてゆく。